成田市市民課住民記録入力等業務委託公募型プロポーザル実施要領

（目的）

第１条　この要領は、成田市市民課住民記録入力等業務委託（以下「業務」という。）を公募型プロポーザル方式により、業務の受注者（以下「業者」という。）を選定する場合の手続について、必要な事項を定めるものである。

（選定審査委員会）

第２条　プロポーザルによる業者の選定を厳正かつ公平に行うため、選定審査委員会（以下「委員会」という。）を置き、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

（1）企画提案内容等の評価・審査及び業者の選定

（2）その他必要な事項

２　委員会は、市民生活部長、市民課長、総務課長、行政管理課長、市民課経験管理職の合計５名をもって構成する。

３　委員会に委員長、副委員長を置き、委員長は市民生活部長、副委員長は市民課長をもってこれに充てる。

４　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

５　委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

６　委員会は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

７　委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、会議に出席できない場合は、代理出席者への委任を認める。

８　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

９　委員長、副委員長及び委員は、自己並びに３親等内の親族及び姻族に利害関係のある事項については、その議事に加わることができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

１０　委員会は、必要があると認めたときは、関係職員に必要な書類を提出させ、又は委員会に出席を求めて意見を聞くことができる。

１１　その他委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

（企画提案書提出者の参加資格等）

第３条　企画提案書提出者（以下「提出者」という。）は、「成田市市民課住民記録入力等業務委託公募型プロポーザル募集要項（以下「募集要項」という。）」に記載する要件を満たす者とし、募集要項に基づく参加申込書類を提出することで参加表明手続きを行わなければならない。

（審査方法及び評価基準）

第４条　委員会は、参加申込書類が提出されたときは、参加資格を審査し、第一次審査及び第二次審査を行う。

（１）第一次審査は書類審査とし、提出された企画提案書などの書類を基に評価を行う。参加者が４者以上のときは、第二次審査に進出する３者を選定する。ただし、参加者が３者以内のときは、全参加者を第二次審査に進出させることにする。

（２）第二次審査は、企画提案書を基にプレゼンテーションによる審査を行う。委員会は、企画提案内容等について、評価基準に基づき評価を行う。

（優先交渉権者及び交渉順位の確定）

第５条　委員会は、第二次審査の総評価点をもとに評価順位を決定する。順位が第一位の者を優先交渉権者と確定し、順次、以下の交渉順位を確定する。

２　審査の結果において総評価点が提案評価点の満点の６割に満たない場合は、優先交渉権者として選定しない。また、最高点の者が複数いる場合は、見積価格の安価な提出者を優先交渉権者とする。

３　委員会は、優先交渉権者に順位が確定した旨を通知し、優先交渉権者は、その通知日から５日以内に承諾届又は辞退届のいずれかを委員会に提出しなければならない。辞退があった場合は、次の順位者にその旨を通知する。

（失格条項等）

第６条　提出者が、次の各号の一に該当する場合、その企画提案書は無効とする。

(1) 企画提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。

(2) 参加資格を満たさない者から提出されたもの。

(3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

(4) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。

(5) 虚偽の内容が記載されているもの。

(6) この要領及び募集要項に定められた以外の手法により、委員会委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的、間接的に求めたとき。

(7) その他、行為が法令違反であり、かつ、審査結果に影響を与えられる恐れのあるとき。

（受注者の決定及び選定結果の通知）

第７条　委員会は、第５条の規定による承諾届を提出した優先交渉権者を市長に報告しなければならない。

２　市長は、受注者を決定し、各提出者の結果のみを文書により当該提出者に通知する。

（企画提案書の取り扱い）

第８条　提出された企画提案書の取り扱いは、募集要項の留意事項に記載するとおりとする。

（事務局等）

第９条　本プロポーザルに関する事務局及び委員会の庶務は、市民生活部市民課において担当する。

（その他）

第 10 条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和６年５月２０日から施行し、業務委託契約の完了日をもってその効力を失う。